

# 松田町公民館サークル「

# 」規約（書式）

（会の名称について）

第1条 この会は「 \_\_\_\_\_ 」という。

（会の目的について）

第2条 この会は「 \_\_\_\_\_ 」を目的とする。

（会の資格について）

第3条 この会は松田町内在住、在勤の者とする。

（役員構成について）

第4条 この会は次の役員をおく。

会長 \_\_\_\_\_ 名 副会長 \_\_\_\_\_ 名 会計 \_\_\_\_\_ 名

（事務局の所在について）

第5条 この会の事務局を会長宅におく。

（会費について）

第6条 この会の会費は（月額・年額） \_\_\_\_\_ 円とし、会の運営にあてる。

（会の運営について）

第7条 この会は、毎月第 \_\_\_\_\_ 曜日の \_\_\_\_\_ 時～ \_\_\_\_\_ 時に  
町立公民館において活動する。

附 則

この規約は、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から施行する。